

# 2022-23 WE リーグカップ<sup>o</sup>試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、WE リーグ規約（以下「規約」という）第29条第1項に定める公式試合として、2022-23 WE リーグカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2022-23 Yogiho WEリーグ試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

## 第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会はグループステージおよび決勝から構成される。
- (2) 本大会にはすべてのWEクラブが参加する。
- (3) グループステージおよび決勝は、以下の定めに従って行う。
  - ① グループステージ参加クラブをAおよびBの2つのグループに分け、各グループ内で1回戦総当りとする。
  - ② グループステージ、各グループの上位1チームの合計2チームが、1試合で行う決勝に進出するものとする。
- (4) 本条において想定されていない事態が発生した場合の措置は、理事会で審議決定する。

## 第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびWEリーグが主催し、WEリーグが主管する。
- (2) WEリーグは、本大会のグループステージの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

## 第4条〔登録期限と出場制限〕

- (1) 2022年9月30日までに協会への選手登録およびWEリーグ登録を完了した選手でなければ試合へ出場することはできない。
- (2) WEクラブはグループステージの試合において既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよび決勝の試合に出場させてはならない。

## 第5条〔グループステージにおける試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第7号の順序により順位を決定する。
  - ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
  - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
  - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数

- ④ グループ内の全試合の得失点差
- ⑤ グループ内の全試合の得点数
- ⑥ グループ内の全試合の反則ポイント
- ⑦ 抽選

#### 第6条〔決勝における試合の勝敗の決定〕

- (1) 決勝は、90 分間（前後半各 45 分）で勝敗が決定しなかった場合、ペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合は 6 人目以降は 1 人ずつで勝敗が決定するまで行うものとする）により勝者を決定する。
- (2) 前項における PK に参加できる者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ後半戦終了までに選手交代が 5 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (3) 第 1 項における PK において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK 開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

#### 第7条〔順位の決定および表彰〕

- (1) WE リーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を 2 位として表彰する。優勝チームには賞金 2,000,000 円を授与する。
- (2) 前項の定めにかかわらず、決勝が規約第 53 条に定めるみなし開催となった場合、その状況に応じて以下の通り取り扱うものとする。
  - ① 試合中止／代替試合／みなし開催の取扱いに関するガイドライン 3. 中止試合のみなし開催について①に該当する場合（不可抗力を原因とする場合）  
両チームを優勝とする。賞金は折半し、それぞれ 1,000,000 円とする。
  - ② 試合中止／代替試合／みなし開催の取扱いに関するガイドライン 3. 中止試合のみなし開催について②に該当する場合（一方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）  
責に帰すべき事由のないチームを優勝、責に帰すべき事由のあるチームを 2 位とする。
  - ③ 試合中止／代替試合／みなし開催の取扱いに関するガイドライン 3. 中止試合のみなし開催について③に該当する場合（双方のチームの責めに帰すべき事由を原因とする場合）  
両チームを 2 位とし、賞金はなしとする。

#### 第8条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、WE リーグが指定した位置に WE リーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。
- (2) WE クラブが回転式看板、電光看板その他の掲出物を掲出することを希望する場合は、

原則としてシーズン開始前までに当該掲出物の内容について、WE リーグ所定の「広告掲出申請書」により WE リーグに申請し、その承認を得なければならない。

#### 第9条〔手当て〕

- (1) 審判員の手当て等は次のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
30,000円	13,000円	10,000円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

- ① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない
- ② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から手当ての額の少ない職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、WE リーグ規約第52条第2項第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
18,000円	7,800円	6,000円

ロ. 試合途中から手当の額の多い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、WE リーグの「旅費規程」に基づいて支払う

- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

手当て：20,000円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。

- ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合

手当て：なし

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）

- ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合

手当て：13,000円

交通費・宿泊費：WE リーグの「旅費規程」による

- ③ 試合途中で中止が決定した場合

手当て：20,000円

交通費・宿泊費：WEリーグの「旅費規程」による

#### 第10条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、WEリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

#### 第11条〔経費〕

本大会に出場する際に要した経費については以下のとおりとする。

- (1) グループステージにおいて各ホームクラブが負担した経費の一部を、別途定めるガイドラインに基づきWEリーグが負担する。
- (2) グループステージにおいて各アウェイクラブが負担した交通費および宿泊費の一部を、別途定めるガイドラインに基づきWEリーグが負担する。
- (3) 決勝における交通費および宿泊費はWEリーグ旅費規定に基づきWEリーグが負担する。

#### 第12条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改正〕

2022年8月17日

別表 WE リーグ\_広告看板基本設置図

